

政策調整会議のあり方についての前回意見（12／18）

- 政策調整会議による条例立案の検討スキーム（理事調整会議からの要請を受けて、政策条例の立案協議・調整を行う場としての位置付け）は、そのままよい。
- その上で、理事調整会議に至る前の整理の段階で、政策条例に関する調査研究を能動的に実施し、その成果を議員提案条例による政策立案につなげられるよう、会議の目的を拡大してはどうか（通常時における調査研究機能の目的への追加）。

＜調査研究項目のイメージ＞

- ① 議員提案により成立した議会基本条例・政策条例についての条例改正の必要性その他の検証
- ② 全国自治体の議員提案による政策条例の制定・改正の状況等の調査研究
- ③ 府政の課題を解決する手法として、条例の制定・改正が有効と考えられる分野の調査研究

- 政策調整会議の具体的な年間の運営計画を、年度当初に定めてはどうか。